

平成28年8月1日に発生した緊急地震速報（予報）の誤情報の発表への
技術的対処の適用について

本年8月1日に発生した緊急地震速報（予報）（※1）の誤情報の発表（※2）への対応として、その原因となった地震計の出力データに急激な変化が生じた際への技術的な下記の対処策を、12月14日14時から緊急地震速報を発表するシステムに適用します。

これに合わせ、本対処が完了するまで緊急地震速報への活用を停止していた観測点（防災科学技術研究所整備の15観測点）の活用を再開します。

記

- ① 地震学的にありえない大きさの振幅値を除外する。
- ② 観測点1点のみの観測成果を用いる場合には、地震学的に考えられるマグニチュードの上限値を設け、過大な震度予測をしない。

（※1）「（緊急地震速報（予報）」とは、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想したときに発表。観測点一点のみの観測成果であっても発表し、工場の迅速な機器制御などに活用されています。

（※2）実際には地震が発生していないにもかかわらず、1つの地震計の出力に急激な変化が生じたことで広域に震度7を予測する等、緊急地震速報（予報）の誤情報を発表しました。